

「女性活躍・子育て支援に 関連する事業」

～テーマ2 放課後子ども総合プラン～

平成26年11月12日

行政改革推進本部事務局

説明資料

放課後子供教室と放課後児童クラブについて

	放課後子供教室 (文部科学省)	放課後児童クラブ (厚生労働省)
対象	すべての子供	共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童 (児童福祉法に規定)
実施箇所数	10,376カ所(25年度)	21,482カ所(25年度)
	一体型は約600カ所	31年度約1万カ所へ
実施場所	小学校 71% 公民館 13%、その他16% (25年度)	小学校 52% 児童館 13%、その他35% (25年5月)
開設日数	111日(25年度平均)	原則年間250日以上
指導者	地域の協力者等	放課後児童支援員等(専任)

放課後子どもプラン(平成19~26年度)では、放課後子供教室と放課後児童クラブについて、小学校内で行うことを基本としつつも、国の目標は不明確。また、市町村の事業計画の策定は努力規定。



結果、両事業の一体的な運営は約600か所。
成果の検証や改善への取組などのPDCAの取組が不十分。



放課後子ども総合プラン(平成27~31年度)では、国の目標を定め、さらに、法に基づき市町村が策定する計画に目標事業量を明記。
⇒PDCAの仕組みを構築し、プランの推進を図る必要。